

倉敷民商弾圧事件・広島高裁判決報告決起集会!

私は無罪



日時:1月27日(土)

13時30分~

場所:すこやかセンター/2階研修室(奥玉)

講師:倉敷民商弾圧事件弁護団/岡邑 祐樹 弁護士

①本件の査察官報告書は税法上の特別の知識が記載されたものではない。
②帳簿会計の専門的知識に基づくものではない。
③一部の書面について法廷で作成の真正を証言した木嶋査察官と異なるものが作成しており証拠能力が認められない。

建設会社の脱税を手助けしたなどとして、法人税法違反ほう助などの罪に問われた倉敷民主商工会（倉敷市）事務職員禰屋町子さん（62）＝同市連島中央＝の控訴審判決で、広島高裁岡山支部は1月12日、懲役2年、執行猶予4年とした一審岡山地裁判決を破棄、審理を同地裁に差し戻した。

判決理由で長井秀典裁判長は、一審で鑑定書として証拠採用された広島国税局財務事務官の報告書について「一審が鑑定書に当たるとして事実認定に用いたのは違法。

判決に影を及ぼすことが明らかな手続きの法令違反がある」とした。

禰屋さんは2009年から3年間、会員の建設業者の売り上げを偽った法人税確定申告書を作り、計約6400万円の脱税をほう助したなどとして逮捕、起訴された。岡山地裁は昨年3月、有罪判決を言い渡し、被告側が控訴していた。

上記の内容について弁護士の岡邑先生を招いて学習会を開催します。ぜひご参加くださいますようお願いいたします。

「倉敷民商弾圧事件の勝利をめざす玉野の会」連絡先 玉野市宇野2丁目26-1(玉野民商内) TEL0863-31-0132・fax0863-32-3622